

地域建設業の現状と課題

まき すみ おさむ
牧 角 修*

1. はじめに

全国建設業協会（以下「全建」）は、地域の土木・建築工事を営む建設元請企業（約1万9千社）が会員となっている47都道府県の建設業協会により構成する全国組織である。大手から中小まで各層の企業を傘下に置くが、そのほとんど（97%）を資本金1億円未満の中小規模の「地域建設企業」が占めている。大手建設企業の多くも全建の会員となっているが、本稿では地域建設業を取り巻く現状と課題について、中小建設企業の視点で説明する。

2. 地域建設業の役割

地域建設業の役割としては、国民生活と経済活動の基盤であるそれぞれの地域の社会資本整備、維持管理を担うインフラの担い手の役割はもとより、地域の雇用確保を通して地域経済を支える役割や災害時の緊急活動、冬季の除雪作業による交通の確保など地域の安全・安心を守る役割も担っている。

特に、最近の気候変動も踏まえ自然災害が毎年のように激甚化して発生する状況は、パトロールや初期の緊急対応、道路啓開など地域に精通した建設企業の活動は必要不可欠となっており、その災害対応力を地域建設業がどのように維持していくかは非常に重要な課題となっている。全国47都道府県の建設業協会は、すべて各都道府県及び国土交通省地方

整備局と災害協定を締結しており、更に都道府県とは防疫協定を締結している協会も多くあり、自然災害だけでなく鳥インフルエンザ・豚コレラ等の家畜伝染病発生時の対応においても地域建設業の役割は大きな比重を占めることとなっている。

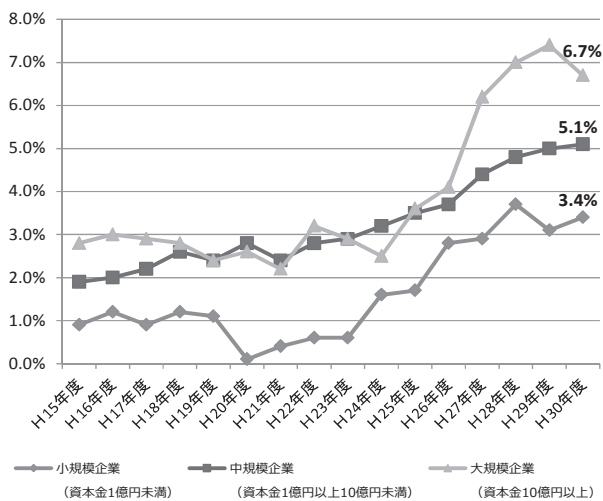
3. 地域建設業の現状

建設業をとりまく状況は、平成初期のバブル崩壊以降長年にわたる建設投資の減少に伴う受注競争の激化により、建設業許可業者数、建設業就業者数は減り続け、それぞれピーク時の22%減、27%減であるのに対して、建設投資は一時より持ち直したとはいえ、ピーク時の33%減と建設投資の減少が上

表-1 東京都と地方との事業量の格差

	平成10年度		平成20年度		平成30年度	
	工事費 (億円)	地方/東京	工事費 (億円)	地方/東京	工事費 (億円)	地方/東京
東京都	61,083	1	59,280	1	79,862	1
秋田県	8,264	1/7	4,167	1/14	4,840	1/17
山梨県	5,950	1/10	4,579	1/13	4,615	1/17
富山県	7,903	1/8	5,379	1/11	4,532	1/18
岐阜県	12,459	1/5	7,985	1/7	8,532	1/9
奈良県	6,202	1/10	3,719	1/16	3,379	1/24
鳥取県	3,855	1/16	2,532	1/23	2,609	1/31
徳島県	5,718	1/11	2,245	1/26	3,283	1/24
佐賀県	5,668	1/11	3,922	1/15	3,714	1/22

出典：国土交通省「建設総合統計」

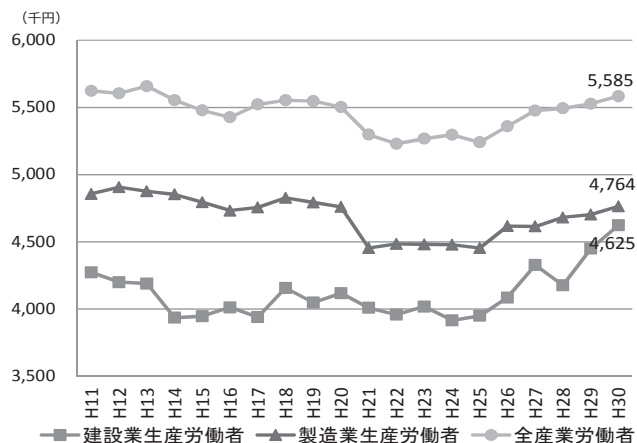


出典：財務省「法人企業統計」

図一 建設企業の資本金別・年度別営業利益率

回り、依然として厳しい状況となっている。また大都市部と地方部との事業量の地域間格差は、顕在化・拡大化しており（表一）、事業量や利益率の企業間格差についても依然差が大きく（図一）、地域建設業が将来に向けた経営戦略を立案する上では、依然先行きが不透明な状況が続いている。さらに企業数だけでなく各企業の人員・保有機材も減少している現状は、地域防災力低下にも直結するため、地域建設業がその役割を果たしていくためには経営の安定化が重要であり、そのためには安定的・持続的な事業量確保と投資額も含む中長期的な見通しの公表が必要と考えている。平成30年度の第2次補正予算から3カ年約7兆円の「防災・減災、国土強靱化に関する臨時特別の予算」が決定し、安定的・継続的な事業量の確保という地域建設業の大きな要望の一つが一步前進したが、中長期的な見通しが不透明という点では不安材料が多いことも確かである。

前述の建設需要の縮小に加え、一部発注者には「安ければ安いほどいい」との意識もいまだ残っており、競争入札である公共工事では価格競争が激化し、建



出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

注1) 推定年収額=毎月決まって支給する給与×12+年間賞与その他特別給与額

注2) 生産労働者=主として物の生産が行われている現場等（建設現場等）における作業に従事する労働者

図二 生産労働者等の年収額の推移

設産業の疲弊と現場担い手の処遇悪化を招いてきたことも事実である。平成26年の品確法改正により公共発注者の適正利潤確保に関する取組みが進められたこともあり、近年の建設企業の経営状況は、営業利益率に改善傾向が見られるものの、他産業に比較するとまだ賃金格差が残っている実態がある（図二）。

4. 片務性解消への課題

一部地方自治体の発注者については、適正な予定価格の設定や設計変更が依然として不十分なことなど片務性に関する問題の解消には至っていない状況である。

建設工事は請負契約であり受・発注者は契約上も対等な立場と理解しているが、受注者が片務的と考える事象は現在でも数多くある。全建と国土交通省による昨年の意見交換や全建が昨年・一昨年に会員企業に行ったアンケートでは、発注段階で隣接現場や地元の調整が終わっていないことや設計精度が悪いことにより現場着手が遅れたが、工期を変更してもらえなかった事例や、必要な設計変更に応じて

表-2 全国建設業協会会員企業の意見（抜粋）

<p>(発注段階)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 諸条件、諸問題などがある場合は、入札の段階において全て明らかにすべき。 ・ 事前調整ができていないために直ぐに工事着手できず工期が延長になることがある。事前調整後の発注及び工期延長した場合に経費をしっかりとみてほしい。 ・ 適正な利潤のためにも設計精度の向上をお願いしたい。適正な工期設定にもつながる。 ・ 現場をよく見て適正な積算をお願いしたい。一部では見積活用方式を採用して予定価格を見直しているが、実勢価格に近くよう運用を拡大すべき。 ・ 4～6月の季節がいい時期に工事ができるよう発注時期の平準化に努めてもらいたい。公共工事では繰越し工事を標準とすべきではないか。 <p>(施工段階)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ワンデーレスポンスは、形式だけその日のうちに回答を返すだけの対応も散見される。 ・ 協議未了や支障物による着工の遅れや変更協議に伴う対応のワンデーレスポンスを徹底してほしい。抜本的な対応が決まらなければ時間がかかることは変わらない ・ 未だに変更（特に増額）について不可解な部分が多く、増額変更しないという空気がある。 ・ 適正な内容変更の金額を「年度予算が無い」等の理由で計上してもらえないことがある。増額変更のほが、契約済みの工種の数量調整をしている。 ・ 書類は減っているというが、当初設計の不備でも設計変更資料は受注者が作成。住民説明やマスコミ対応資料などの作成は技術者に負担。 <p>(発注者の対応全般)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 適正工期、変更契約、見積の活用などは、工種、担当者、時期等に左右されており、いつ誰が担当しても変わらない運用をお願いしたい。 ・ 発注者の育成が必要である。改正品確法の趣旨が担当職員に十分徹底されていない。 <p>(担い手確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 担い手確保のためには、週休2日・適正工期は必要不可欠。市町村を含む自治体への浸透が必要だが、民間発注者へも浸透するよう望む。 ・ 平常時において地域企業が安定して運営できる事業量が確保されていないと、人材を呼び込むことはできない。非常時における人材や機材の提供は困難になる。また企業として売上と利益を計上し続けることが技術力を保つことに繋がる。 ・ 除雪は雪が降らなければ赤字。儲けたいと思っていないが適正に見てもらいたい。小雪時にも補償される基本補償制度があってもよいのでは。 ・ 除雪機械の維持費用も十分ではない。機材の維持修繕費への助成制度の拡充や高齢化によるオペレータ等の減少に歯止めをかけるため担い手の確保への対策を充実してほしい。

注) 本表は、令和元年度の国交省と全建との意見交換会及び平成30年・令和元年に全建会員企業に実施したアンケートの「意見・要望」を抜粋したものである。

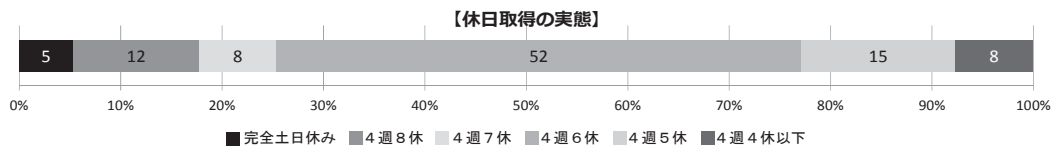
らえない事例、本来発注者が作るべき会議資料や地元対応資料を膨大に作らされる事例など多くの片務性の現状に関する意見が出されている（表-2）。

その対策として、国では三者会議、ワンデーレスポンス、設計変更審査会などの実施や設計変更や工事の一時中止に関するガイドラインの制定、工期の設定に関する各種取組みなどを以前から進めており、

関東地方整備局には直轄工事に片務的な対応がないか発注者側でチェックする現場巡回会議といった仕組みもある。しかしながら、昨年・一昨年のアンケートでも前述のような意見が多く出ている現状があり、自治体も含めた公共工事発注者への施策・制度の展開が必要と思う。

設計変更についても現場では変更の必要性を認め

Q. 貴社の建設現場における基本的な休日取得の現状についてお聞かせください。



Q. 建設現場における望ましい休日のあり方についてお聞かせください。

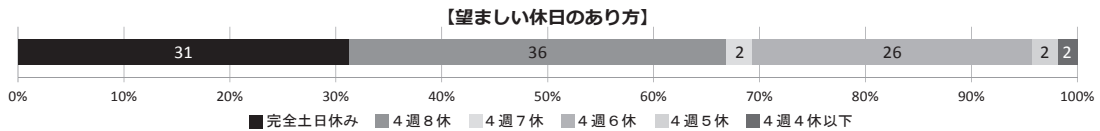


図-3 働き方改革、生産性向上について（働き方改革）

ていても、発注者側の予算の都合で変更してもらえないケースも多くあると聞いている。自治体の予算は議会承認が必要なことや首長の意向があり、4月から3月までが日本の会計年度といった制度上の制約もあるが、フレックス工期や予算の繰越し制度など各種の工夫や新たな制度導入の余地はまだ多くあると思っている。

現場の最前線にいる発注者側の代表（監督職員等）には、現地をよく確認し受注者と対等な立場でこれらの制度を駆使して対応をお願いするとともに、そのようなスキルを持った監督者を現場の最前線に配置してもらいたいと考える。

昨年6月に品確法が再度改正され、これまでより踏み込んだ運用指針が策定されるものと期待しているが、地域建設企業の経営を安定化させるためには、より実効性のある運用を自治体に求めることと、民間工事の発注者も含め広く理解を得るための取組みを進めることが重要と考えている。

5. 担い手の確保

生産年齢人口減少、就業者の高齢化は日本全体の

大きな課題であるが、若い担い手の不足がより進行している建設産業は特に喫緊の対応が必要と認識している。平成26年の品確法改正では担い手確保対策が盛り込まれ、最近の国土交通省の施策も建設産業の担い手対策としての「生産性向上」と「働き方改革」が大きなウェイトを占め、関係する各種施策が打ち出され、発注者の意識も大きく変わってきたが、この5年間で建設産業の若い担い手が増加したと聞くことはなかったと思う。

教育現場における土木工学科、建築学科等の建設系専門学科の減少や、採用後においても、休日の少なさ等処遇に対する不満から離職する者の割合は多く、経営者からは新規入職者には残業・休日には十分気を配っているが、早い段階で離職してしまう若者は依然多く、人材確保にはいまだ多くの困難が伴っている状況と聞いている。

働き方改革の視点で見ると、現在「週休2日への取組み」を中心に休日を増やす取組みが行われているが、全建アンケートでは休日取得はほとんどが4週6休以下にとどまる（図-3）。背景には、民間発注者の強い要請、工期末が近い、供用予定がある、

Q. 今後のICT活用工事に対する貴社の取組み姿勢についてお聞かせください。

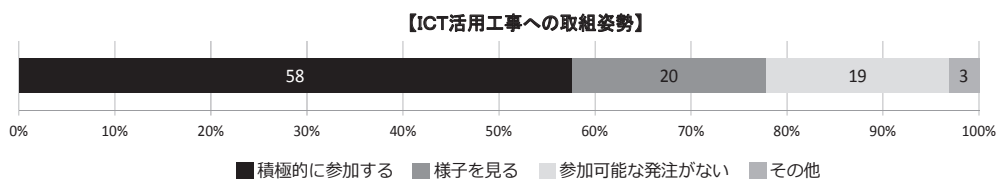


図-4 ICT 活用工事への取組み姿勢

災害復旧・除雪・維持管理など休日も稼働が必要な工事等が存在していること、同一企業内で発注者や工事種別が異なることで社員の休暇待遇に差をつけることは難しいなど様々な理由を聞くが、アンケートでは約7割が4週8休以上を望んでいることもわかる。全建においても就業者の実質休暇を月当たり1日増加させる「休日月1+（ツキイチプラス）」運動を昨年から継続して実施しているが、官民一体となった各種取組みを足掛かりに、工夫を凝らしながら着実に働き方改革を進めていくことが必要と考えている。

生産性向上については、全建アンケートによれば、今後のICT活用工事への参加について「積極的に参加する」との回答が58%あったが、「参加可能な発注がない」と「様子を見る」を合わせ約40%あり（図-4）、地方自治体も含め対象工事の拡大がまだまだ必要と考える。地域建設企業もICT導入に何らかの形で関与し、技術者の育成等を通じて必要なノウハウを企業内に蓄積する仕組みを構築していくことが必要である。また、中小の建設企業の声としては割高なICT建機導入のための資金、扱う技術者の不足などを指摘する声も多くある。ICT導入に向けた各種支援制度と合わせて、コストの安いICT機械の開発も必要ではないかと思う。

6. おわりに

建設産業は自分が作ったものが後世に残るやりがいのある仕事であると思うが、その魅力を伝えるPRも不足していたと思う。基本的に野外作業のため夏は暑く冬は寒い、雨・雪が降れば施工できない工種がある一方、災害復旧・除雪・維持管理など土曜・日曜も稼働が必要な現場も存在する。さらに重層下請構造が基本であり、日給制の作業員が労働力の多くを占める特殊な業態であることなど、このような特殊性を考慮した施策を考え、実施することが重要と思う。

昨年は、建設関係の新たな施策・制度（建設キャリアアップシステム、特定技能外国人の受入れ）が始まり、更に担い手3法の改正や働き方改革関連法の順次施行など、建設業界にとっては新たな変革が始まった年ではなかったかと思う。設計労務単価は7年連続で引き上げられたが、技能者だけでなく技術者も含めた処遇改善、入職促進・育成・定着のための事業、建設業の魅力発信など、地域建設企業が安定的な経営を確保し、次世代に経営を引き継いでいける環境整備に、発注者を含めた関係各機関が一体となってお協力いただければ幸いである。